

公募型プロポーザルに関する公告

プロポーザルの公募について、次のとおり公告する。

プロポーザルを提出しようとする者は、下記募集要領の記載事項を熟知のうえ提出すること。

令和 8 年 3 月 4 日

茨城県知事 大井川 和彦

記

1 業務内容等

(1) 業務名 令和 8 年度成長産業振興プロジェクト事業業務委託

(2) 業務内容

ア 県内ベンチャー企業や中小企業が成長分野に進出するための支援

①ベンチャー企業と中小企業等の連携による事業拡大の強化

②県内産業界や大学・研究機関と連携した交流イベント等の開催

③県内外の専門機関等とのネットワークを活用したベンチャー企業との販路拡大

④情報発信・産業動向の分析

イ 管理主任の配置等

ウ 業務進捗会議の開催

エ 業務報告書の作成及び提出

オ その他

(3) 委託事業の実施期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

2 参加者の資格に関する事項

当該プロポーザルに参加しようとする者は、以下のすべての要件を満たすこと。

(1) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要領（平成 8 年茨城県告示第 254 号）に基づく茨城県物品調達等競争入札参加資格者として登録されているものであること

(2) 茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること

(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同上第 2 項の規定に基づく茨城県への入札への参加の制限を受けていない者であること

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること

(5) 茨城県税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと

(6) 本業務と同種又は類似の業務を受託した経験を有する者であること

- (7) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号から第3号までに規定する者でないこと

3 審査方法及び評価項目

(1) 審査方法及び結果の通知

提出された企画提案書は、担当部局内に設置した審査委員会において、下記(2)の評価項目により審査する。採否については、決定後速やかに通知する。

※プレゼンテーションを行う場合は、日時、場所、方法等について、別途通知する。なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

(2) 企画提案を特定するための評価項目

①提案内容の的確性

本業務に関する課題の解決を目指す提案となっているか。

②提案内容の実現性

実現できる事業内容、スケジュール、体制となっているか。

③同種、類似業務の実績

同種、類似業務で実績を上げているか。

④経費積算の妥当性

積算は妥当なものとなっているか、費用対効果は適正なものか。

4 手続き等に関する事項

- (1) 担当部局 茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課 イノベーション創出担当
〒310-8555 水戸市笠原町978番6
電話 029-301-3522 FAX 029-301-3599
メール shosei5@pref.ibaraki.lg.jp

(2) 公募に関する説明書の交付

ア 交付期間 令和8年3月18日(水)までとする。

(土曜日、日曜日、祝日を除く)の午前9時から午後5時まで(但し正午から午後1時までを除く)

イ 交付先 茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課ホームページ、又は、茨城県物品役務入札情報サービスからダウンロードすること。

・茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課ホームページ

URL : https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/sangi/sougyou_venture3.html

・茨城県物品役務入札情報サービス

URL : <http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Accepter>

(3) 企画提案書の提出期限等

ア 提出期限 令和8年3月18日(水)午後5時必着

イ 提出先 担当部局に同じ

ウ 提出方法

持参、郵送（郵便書留）のほか、メール及び茨城県電子申請届出システム
https://apply.e-tumo.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=85639
による申請も可とする。

5 その他

- (1) 書類の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 提出された企画提案書については、後日ヒアリングを行うことがある。
- (4) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書は返却しない。また、複数の企画提案書の提出は不可とする。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (6) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。
- (7) その他詳細は説明書による。
- (8) 当プロポーザルは、令和 8 年度事業の準備行為であり、令和 8 年第 1 回茨城県議会定例会において令和 8 年度予算関係議案が否決された場合は、当該事業に係る一切の決定、権利及び義務はその効力を失う。